

## (仮称) 第二期郡山市ニコニコ子ども・子育てプランの策定に係るニーズ調査について

## ■ニーズ調査の趣旨

平成27年度から実施された「郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」が、平成31年度で計画期間の5年を満了することから、次期計画である「(仮称) 第二期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」を策定する必要がある。

その際、特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）、特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等）及び地域子ども・子育て支援事業（子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等）の現在の利用状況、今後の利用希望等を総合的に把握し、量の見込み（需要量）を推計するための基礎資料とする。

## ■子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法第61条第7項の規定に基づき、次期計画の策定について意見を述べる。

## &lt;子ども・子育て支援法抜粋&gt;

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

～略～

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## ■計画策定手順

平成30年度 ニーズ調査の実施

平成31年度 調査結果を基に「量の見込み」を算出し、それに見合う「確保方策」について検討し、計画を策定する。

## ■調査の内容

## ○実施方法

未就学児童及び小学生児童がいる世帯を任意抽出し、郵送によりアンケート調査

## ○具体的な項目

- ・居住地区、家族状況、就労状況
- ・定期的に利用する事業の利用状況、利用希望  
(幼稚園、保育所、認定こども園 など)
- ・地域子育て支援事業の利用状況、利用希望
- ・不定期で利用する事業の利用状況、利用希望  
(一時預かり事業、延長保育、病児・病後児保育事業 など)
- ・家庭及び地域の子育て環境

## 【前回のニーズ調査との違い】

近年話題になっている「子どもの貧困」及び「児童虐待」に関する設問を、より実態を把握できる内容に見直す。